

森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策について (概要)

1 趣旨

平成 22 (2010) 年は、国連が定める「国際生物多様性年」であり、我が国で生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10) が開催される節目の年である。このことも踏まえ、我が国の豊かな生物多様性の宝庫である森林生態系を健全な形で将来に残していくため、外部有識者 (※) からなる「森林における生物多様性保全の推進方策検討会」を設置し、森林・林業関係者等の生物多様性の保全に対する理解を深めるとともに、今後の望ましい森林・林業施策の方向性に係る提言をとりまとめるものである。

2 背景・課題

- 森林、農地、湿地、河川等の様々な生態系は、植物、動物、微生物、土壌、水等の多様な構成要素が、人間の継続的な営みによる働きかけを含め、様々なつながりを形成することによって成り立っており、人間の営みが持続可能な形で行われる限りにおいて、これら生態系は全体として安定した地域固有の自然環境を形成し、気候の安定化、洪水等の調節、有用な資源の供給、野生生物の生息・生育環境の確保等に寄与する一方、このような生物多様性が失われることは、社会経済システムの維持のみならず人類の存続に対する脅威となるもの。
- 世界の陸地面積の約 3 割を占める森林は、陸上の生物種の約 8 割がその生息・生育を依存するなど、森林生態系は野生生物の生息・生育の場や種・遺伝子の保管庫として、生物多様性の保全にとって最も重要な位置を占めるもの。
- 一方、国際的には熱帯林の減少・劣化が依然として進行するとともに、我が国においても人工林の管理放棄を含む里山林の放置、天然林の質的低下等がみられるほか、生物多様性の損失を今後さらに招く要因として、かつて薪炭材生産を主体として維持管理されてきた広葉樹二次林の放置に伴う植生遷移の進行や、シカの個体数の増加に起因する下層植生の消

滅等の森林生態系の生産力・再生力の減退が特に懸念されるところ。

- さらに、地球温暖化の進行は、生物種や生態系が適応できるスピードを超え、多くの種の絶滅を含む甚大な影響を与えるものと予測されており、生物多様性の保全及び持続可能な利用については、地球温暖化の防止・適応策と等しく重要な問題として一体的に取り組んでいくことが不可欠。

3. 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた基本的方向

- 我が国は国土の3分の2を森林が占めるなど、他の先進国や主要林業国と比較して極めて高い森林率を維持しており、森林そのものが国土の生態系ネットワークの根幹としての役割を担い、我が国の豊かな生物多様性を維持。
- すべての野生生物種は地域固有の様々な自然環境に適応することによって生存を維持しているものであり、原生的な自然環境を必要とする動植物のほか、人為による攪乱（伐採、バイオマス利用）や自然の攪乱（噴火、火災、風倒、枯死等）によって形成される二次的な環境下に適応して生息・生育する動植物が存在するため、森林管理としては、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の面的広がりにおいて、その土地固有の自然条件、立地条件下に適した様々な植生のタイプが存在し、地域の生物相の維持に必要な様々な遷移段階の森林がバランスよく配置されることが重要。
- この際、生物の多様性が科学的に解明されていない要素が多くあることを十分認識した上で、不確実性を減らすための調査研究に取り組むとともに、当初の予測どおりとならない事態も起こり得ることを、あらかじめ管理システムに組み込み、常にモニタリングを行いながらその結果に合わせて対応を変える順応的管理の考え方が重要
- このため、森林資源の保続培養を図るために必要な森林施業の規範を示す森林計画制度は生物多様性の保全及び持続可能な利用の観点から十分評価されるものであり、制度の的確な運用を通じ、規制的な措置とともに、森林生態系の生産力の範囲内で持続的な林業活動を促す奨励的な

措置を講じることによって、様々な林齢からなる多様な森林生態系を保全することが生物多様性の確保に寄与。

4. 森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた具体的対策

(1) 制度面での対応

森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方を基本とすることが重要であり、流域を単位として、地域の実情に応じ、①生物多様性の評価軸となる森林植生の変化等に関連する指標群を設定し、森林生態系のモニタリングにより個々の指標ごとの現状を客観的に捉えることにより地域全体の森林の植生構造の変化等を把握し、②そのような科学的・客観的な分析を通じ、それぞれの流域において生物多様性の保全及び持続可能な利用を図る上での政策課題や重点的に取り組むべき施策を関係者の合意により明らかにし、③それを次の地域森林計画等の策定に反映させていくという、森林計画策定プロセスの一層の透明化を図っていくことが重要。

(2) 事業活動での対応

生態系、種、遺伝子というそれぞれのレベルにおいて生物多様性の確保が図られるよう、森林の適切な整備・保全、里山林の持続的な利用による更新・再生、緑の回廊の設定等による森林生態系のネットワークの形成、シカ等の野生動物による被害の防止、絶滅のおそれがある希少な種の生息・生育区域や地域的に隔離された生態系の保全、林木遺伝資源保存林等の生息域内保存及び生物多様性に係る専門家の育成と国民への普及啓発等を総合的に推進するとともに、森林吸収源対策等の地球温暖化防止対策と生物多様性の保全及び持続可能な利用を一体的な課題として取り組むことが重要。

さらに、平成 22 (2010) 年の「国際生物多様性年」から翌 23 年の「国際森林年」にかけて、NPO 等の活動に対する支援や企業活動等との連携も含め、官民一体となって、切れ目のない運動を展開し、我が国の森林・林業の果たしている役割や重要性を国内外に積極的にアピールすることが必要。

(※) 森林における生物多様性保全の推進方策検討会委員名簿

[五十音順・敬称略]

- 秋庭悦子 特定非営利活動法人グリーンコンシューマー東京ネット理事
- 有馬孝禮 宮崎県木材利用技術センター所長（座長）
- 合瀬宏毅 日本放送協会解説委員
- 清野嘉之 独立行政法人森林総合研究所温暖化対応推進拠点長
- 楠部和弘 日本林業同友会理事
- 高松健比古 財団法人日本野鳥の会監事
- 田中惣次 全国林業研究グループ連絡協議会会長
- 横山隆一 財団法人日本自然保護協会常勤理事
- 鷺谷いづみ 国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授